

令和6年（ワ）第2138号 損害賠償請求事件

原告 オハラ樹脂工業株式会社

被告 J M I T U愛知地方本部 外3名

答 弁 書

名古屋地方裁判所民事第1部合議ホA係 御中

2024年（令和6年）7月17日

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所（送達先）

電話：052-211-2236, FAX：052-211-2237

被告ら訴訟代理人

弁護士	福	井	悦	子
同	稲	垣	仁	史
同	中	川	匡	亮

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
 - 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「はじめに」について

被告が令和2年8月から11月にかけての約3ヶ月間、原告会社敷地内に幟旗等を設置した事実、原告が仮処分の申立てをなした事実、被告らが令和2年1

1月13日頃に幟旗等を撤去した事実、原告が被告らに損害賠償請求訴訟を提起し（訴額は、当初は491万3658円、その後、978万3519円に拡張。第1次訴訟と呼ぶ）、それに対し、被告らに対し、15万8660円、及び遅延損害金の支払を命じる判決（以下、「前判決」と呼ぶ）が出た事実は認める。なお、同判決は1審で確定している。

2 「1 当事者」について

認める。

3 「2 被告らによる幟旗設置行為」について

(1) 第1段落は、認める。

(2) 第2段落は、認める。

(3) 第3段落は、認める。

(4) 第4段落は、認める。

(5) 第5段落中、外部の通行人の目につく点、玄関を使用する訪問者からよく見えるという点は不知、その余は認める。

4 「3 幟旗等設置に関する被告らと原告とのやりとり」について

事実経緯は概ね認める。

第2次幟旗設置の経緯は、被告らの主張で詳述する。

5 「4 原告に対する信用毀損」について

(1) 認否

全て争う。

(2) 反論

原告も指摘するとおり、被告らは、第1次幟旗の設置の際と同じ幟旗を再度使用するとともに、新たに横断幕も追加設置した。

第1次幟旗の設置について、原告は第1次訴訟を提起し、その際も「信用等毀損」の主張をなした（甲11,「事実及び理由」第2、2(2)、3(2)）。

しかし、裁判所は、前判決において、(1) 本件幟旗の設置自体により原告の信用が毀損されたことを推認させる具体的な事実を認めるに足りる的確な

証拠はないから、その設置自体によりその記載内容にかかわらず、損害賠償を要する程度の原告の社会的評価又は信用の低下を生じさせるものであったとまでは認められない、と認定し、次に、(2) 幟旗に記載された表現の意味内容が、原告の社会的評価及び信用を低下させ、原告の信用等を毀損するものであったか否かを検討し、信用等を毀損することに該当する場合に違法性阻却事由の有無を検討して、第1次幟旗の記載された表現の内容について、いずれも違法性を欠くと認定した（甲11）。原告は、第1次訴訟の判決について、控訴はせず、被告も控訴しなかったため、同判決は確定している。

しかるに、原告は、本訴において、(1) 幟旗等の設置自体により原告の信用が毀損されたとする具体的な主張もしておらず、(2) 本件幟旗等に記載されたいかなる表現の意味内容が、原告の社会的評価及び信用を低下させたかの主張もしていない。

これでは、原告の主張は、要件事実を欠いており、失当であると言わざるを得ない。

更に、原告は、被告らのホームページにも触れているが、原告は、令和4年5月21日、御庁に対し、被告らのホームページの記事削除の仮処分を申し立てている。同年11月10日、御庁は、この仮処分申立を却下したが、原告は直ちに即時抗告した。しかし、名古屋高裁は、令和5年1月6日、この即時抗告を棄却している（乙1、乙2）。すなわち、被告らのホームページに記載された記事の表現内容は、一部原告の社会的評価及び信用を低下させるものであるが、違法性を欠くことは高裁の判断も了している。

6 「第3 本件に先立つ仮処分事件（第2仮処分事件）の経緯について」

(1) 認否

ア 1につき、客観的事実は認める。

イ 2につき、原告が仮処分の申立をなし、5回の審尋期日が開かれた事実は認める。

ウ 3につき、甲12の仮処分決定が出た事実は認める

エ 4につき、客観的事実は認める。

(2) 反論

原決定（甲 1 2）も認定しているとおり、原告と被告らは、令和元年 1 2 月の被告 J M I T U オハラ樹脂分会設立と、多数の書面による交渉と団体交渉を重ねてきたところ、主な交渉事項は、①賃上げ（就業規則に定められた定期昇給）、②一時金の支給、③日比の懲戒処分取扱、④団体交渉の開催方法（特に開催場所、議題の提示・選定）であったところ、①～③については、原告は要求には応じず、④について折り合いがつかず、団体交渉の間隔があくことがあった。

原決定は、上記事実経緯を踏まえ、「債務者らは、こう着した労使交渉を有利に進めるために、本件幟旗等の掲揚をしたものであって、その目的には正当性を認められる。」と認定している。

しかしながら、被告らの組合活動の自由と対峙する原告側の利益が所有権・施設管理権であった。昭和 5 4 年 1 0 月 3 0 日、最高裁・国労札幌地本判決が出されて以降、施設管理権者の許諾のない敷地の使用行為が正当な組合活動と認められる可能性は小さくなったが、昭和 6 0 年代から平成にかけては、「許諾説」ないし「企業秩序論」の定式を踏襲しながら、使用者による組合施設利用の拒否が権利濫用に該当しないかどうかの判断＝企業施設を利用して行われた組合活動の正当性の判断をするに当たって、当該の組合活動の目的ないし必要性、具体的態様などを考慮し、実質的に労使双方の法益の衡量を通じて結論を下す裁判例が増えている。仮処分原決定を出した裁判所も、組合側の幟旗設置の目的に正当性を認め、権利濫用に該当するかどうかを検討したが、「権利の濫用にあたるとは認められない」と結論した。

しかしながら、決して手放しで原告の申立を認容したものではない。

被告らは、元々、第 2 次幟旗の設置については、「2 0 2 1 年 1 月 7 日から、次回団体交渉開催まで」と明示した。団体交渉さえ、1 月 7 日まで

に開催されれば、幟旗や横断幕の掲揚はやらなかったし、掲揚後でも、団体交渉さえ開催されれば、すぐ掲揚を止めるということであった。原決定裁判所は、原告に、団交を開催するよう、働き掛けもしてくれた。しかし原告は応じなかった。結局、原告は、令和3年（＝2021年）中は、一度も団交開催に応じず、被告らは、令和4年3月7日、愛知労働委員会に救済命令の申立をおこなっている（現在も係属中）。

7 「第4 損害」について

（1）「（1）仮処分費用 56万8,920円」について

不知。

（2）「（2）信用毀損による損害 995万5,000円」について

否認する。

（3）「（3）土地使用損等損害金 3万0624円」について

不知。

（4）「（4）フェンスの効用についての損害金 15万0704円」について

「フェンスの効用」については、不知。

損害金については、否認する。

（5）「（5）本件弁護士費用 107万5248円」について

争う。

第4 被告らの主張

1 正当な組合活動である

被告らの本件幟旗設置は、憲法第28条によって保障されている団体行動権に基づく正当なものである。

被告らの幟旗設置行為によって原告に損害が生じているのかどうかについて被告らとしては大いに疑問のあるところであるが、仮に原告に何らかの損害が生じていたとしても、労働組合法第8条等により民事免責の対象となるもので

あって、被告らが原告に対して損害賠償の責任を負うものではない。

2 被告らは、ストライキおよび第2次幟旗等設置を回避するために、配慮している事実

被告らは、令和2年11月17日、一時金交渉および定期昇給が一向に進展しないためにスト権を確立したが、直ちに争議の通告をすることは避けてきた。しかし、同年12月22日、原告が被告分会の組合役員に対し懲戒処分を通知をしようとしたため、翌12月23日に債権者に対して争議通告書（甲6）を発したが、「争議行為の態様」はストライキではなく、「貴社本社工場の東側フェンスに幟旗の掲揚及び横断幕の掲揚」とし、争議を行う日時は、「2021年1月7日（木）以降、次回団体交渉開催まで」とした。

被告らは、ストライキを避け、かつ、原告が団体交渉に応じるという当たり前の対応さえすれば、幟旗等を撤去することを予め約束して設置に至ったものであり、設置期間が長くなったのは、原告の団交開催に応じないという違法な対応に起因する。本件は損害賠償請求訴訟であるから、かかる原告側の対応も考慮されるべきである。

3 朝倉を被告としているが、何ら請求原因の主張もしていないこと

本件幟旗の設置・掲揚行為は、被告組合の労働組合活動として行われたものであり、被告朝倉の個人的行為ではない。

かつ、被告組合の本件幟旗の設置・掲揚行為は、正当な労働組合活動の範囲内のものである。

分会長である朝倉を被告としたこと自体相当性を欠くものであり、被告朝倉に対する請求は即刻棄却されるべきである。

4 スラップ訴訟であること

第1次訴訟において、原告は、営業妨害や、本訴と同じ信用毀損を請求原因として多額の損害賠償請求をなしたが、失注、信用毀損について、何ら立証活動を行わなかった。前判決が認容したのは、幟旗設置についての所有権侵害と、幟旗の除去についての弁護士費用の一部のみであるところ、原告は

控訴していない。

しかるに、原告は、今回また、信用毀損を請求原因として995万5000円もの損害賠償請求をなしている。これは、全請求額の約85%にあたる。

被告の第1次訴訟における訴訟態度をみて、被告らは、第1次訴訟が訴訟の提起自体が、被告の労働組合活動を妨害することを目的としたスラップ訴訟なのではないかとの疑念を持ったが、本訴についても同様の疑念を抱いている。

以上